

【別紙1】中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準の概要

対象となる損害		対象となる方	対象期間	損害額※1
過酷避難状況による精神的損害	過酷避難状況（放射線に関する情報が不足する中で、被ばくの不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと）による精神的損害	本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり避難された方	本件事故発生から6ヶ月間	30万円
		本件事故時点における生活の本拠が福島第二原子力発電所から半径8km～半径10kmまでの区域のうち、福島第一原子力発電所から半径20kmの区域外にあり避難された方	避難指示が出されていた期間（本件事故発生から2ヶ月間）	15万円
避難費用、日常生活阻害慰謝料および生活基盤変容による精神的損害	避難費用、日常生活阻害慰謝料	本件事故時点における生活の本拠が帰還困難区域にあった方、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にあった方	2017年6月～2018年3月	月額10万円
	生活基盤変容による精神的損害	本件事故時点における生活の本拠が居住制限区域および避難指示解除準備区域（大熊町もしくは双葉町を除く）、楢葉町の緊急時避難準備区域にあった方 本件事故時点における生活の本拠が緊急時避難準備区域（楢葉町を除く）にあった方	期間の定めはありません	250万円 50万円
健康不安に基づく精神的損害	相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害	本件事故時点における生活の本拠が計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった方、または福島第一原子力発電所から20km圏内にあった方のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在された方	2011年3月～2011年12月	子供および妊婦の方 60万円 子供および妊婦以外の方 30万円
ADR総括基準を踏まえた精神的損害の増額事由※2	①要介護状態にあること	避難等対象者の方のうち、左記①～⑤の増額事由に該当する方	日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間のうち、増額事由に該当する期間	月額3万円
	②身体又は精神の障害があること			○乳幼児（満3歳未満）の世話をしていた方 月額3万円
	③①又は②の者の介護を恒常的に行なったこと			○満3歳以上小学校就学前の幼児の世話をしていた方 月額1万円
	④乳幼児の世話を恒常的に行なったこと			○本件事故時点に妊娠されていた方 妊娠月齢に関わらず一時金として30万円
	⑤妊娠中であること			○本件事故以降に妊娠された方 妊娠期間中 月額3万円
	⑥重度又は中等度の持病があること			
	⑦⑥の者の介護を恒常的に行なったこと			
	⑧家族の別離、二重生活等が生じたこと			
	⑨避難所の移動回数が多かったこと			
	⑩避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと			
自主的避難等に係る損害	自主的避難または滞在によって生じた生活費の増加費用	本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった方のうち、同区域外に自主的に避難、または同区域内に滞在された子供および妊婦以外の方	2011年3月11日～2011年12月31日	20万円
	自主避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛	本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）にあった方※3のうち、同区域内または自主的避難等対象区域内に避難または滞在された子供および妊婦以外の方	2011年4月23日～2011年12月31日	20万円
	滞在を続けた場合における、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等	本件事故時点における生活の本拠が福島県南地域にあった方のうち、同地域以外に避難もしくは同地域内に滞在された子供および妊婦以外の方、または本件事故時点における生活の本拠が宮城県丸森町にあった方のうち、同町以外に避難もしくは同町に滞在された子供および妊婦以外の方	2011年3月11日～2011年12月31日	10万円

※1 お支払いさせていただく賠償額については、各損害項目と同趣旨の損害について、直接請求手続、ADRセンターでの和解の仲介手続または訴訟などにおいて、賠償金をお支払い済みの場合は、中間指針第五次追補を踏まえ、その金額との差額を追加でお支払いさせていただきます。

※2 増額事由が複数ある場合の扱いや網掛けの⑥～⑩の具体的な賠償基準については、改めてお知らせさせていただきます。

※3 屋内避難区域または南相馬市の一部地域（中間指針において「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として扱うこととされた区域）に生活の本拠があった方は、避難の有無や避難先を問わずお支払いの対象とさせていただきます。

※4 与党東日本大震災復興加速化本部からの申し入れや、与党の申入れを受けた国から当社への指導等を踏まえて追加賠償をさせていただきます。